

第9回 四国地方整備局幹部との意見交換会(議事要旨)

要望内容	回答	回答部局	備考
<p>①技能労働者の労働条件改善と労働生産性の向上について</p>	<p>□1. 建設工事での技能労働者の確保や生産性向上は必要不可欠と認識。 2. その為、下請け業者へのしわ寄せが懸念されるダンピング受注に対しては、これまで強力的に対策を実施してきたところ。 3. その一つとして、昨年度より、原則全ての工事で「施工体制確認型総合評価方式」で発注し、低入札での契約は生じておらず、また、落札率もほぼ安定(H19:91.6%)しており一応の効果が発揮されたと認識。 4. また、工事の分業化が進む中、公共工事の品質確保には、発注者と元請業者、元請業者と下請業者が良好なパートナーシップの下、それぞれの役割と責任を果たすことが重要と認識。 5. 発注者としても、現場の課題を解決するために、必要に応じて元請業者と調整しながら三者協議も検討して参りたい。 6. なお、法的問題等があれば「駆け込みホットライン」を通じてのご相談や直接監督職員にご相談いただければ、適切な対応をしたいと考えている。 7. また、低入札については、元請業者が下請業者に対して、不当に近い請負代金での契約がないかなどの確認を行っているところ。 8. 専門工事業など下請企業の評価については、平成19年度に優良下請企業表彰や技術者表彰の制度を新設したところ。 9. また、「地元企業活用審査型総合評価方式」の試行では下請企業の表彰や工事実績の評価を行ったところ。 10. 基幹技能者資格については、品確法にそったものとなるか、今後、勉強して参りたい。</p>	<p>企画部</p>	
<p>②鋼材価格の高騰に伴う単品スライド条項の適用などについて</p>	<p>□1. 今般の鋼材や燃料などの主要材料価格の急激な高騰が、元請業者や専門工事業者の経営を圧迫することに懸念していたところでしたが、先週の6月13日に、契約書第25条第5項の「単品スライド条項」について、本省より運用ルールの通達が発出されたところ。 2. 今回の「単品スライド」の発動は、昭和55年以来28年ぶりの措置であり、契約書に本条項を設けて、初めての発動となります。 3. 適用の対象は、H型鋼や鉄筋などの「鋼材類」と軽油やガソリンなどの「燃料油」の2資材。 4. 請負代金額の変更の考え方は、価格上昇に伴う増額分のうち、請負者からの変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える金額を発注者が負担することとなりました。 5. また、自治体へは本発動の主旨も含め、同日付けで周知するとともに、関係業団体にも周知しました。 6. 今後は、本運用に基づき適正に変更契約手続きを進めて参りたい。 7. また、鋼材を使用する工事の工期については、これまで鋼材の納期状況等を踏まえ、適正に設定されてきたところであるが、今般の鋼材入手難の状況も踏まえ、昨年から「不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合は協議できる旨」、特記仕様書に記載し契約しているところ。 8. スライド条項を適用した下請代金額の変更については、建設業法第19条第1項に基づき、建設工事標準下請契約約款第22条にて「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」協議が明記されているところ。 9. これに該当する場合には、契約当事者間にて契約約款に基づき協議することになる。 10. 協議を求めたにもかかわらず、協議に一切応じないなど不当な対応があった場合には、具体案件毎に「駆け込みホットライン」等を通じてご相談いただきたい。</p>	<p>企画部</p>	

<p>③下請代金支払の適正化について</p>	<p>□1. 四国地方整備局においては、平成19年4月から建設業法令遵守指導監督室を設置し、「駆け込みホットライン」等による法令違反情報の積極的収集、立入調査を大幅に増やすとともに建設業法に基づく勧告・監督処分等厳正な対応を行う等、不適正な元下関係等法令違反への取り締まりを強化しているところ。</p> <p>平成19年度には「駆け込みホットライン」に寄せられた電話等の件数は52件(全国812件)あり、法令違反の情報のみならず、建設業法に係る相談等多くの利用をいただいたところ。今後とも法令違反情報等があれば積極的に利用していただきたいところ。</p> <p>2. 当整備局では、昨年度は例年に比べ24件調査件数を増やし、54件の立入調査等(全国950件)を行い、それにより書面による見積依頼・契約締結、労務費相当額の現金払等を求める18件の勧告を実施したところ。</p> <p>3. 今年度は、「下請代金支払状況等実態調査」の見直しを図り、調査対象業者の範囲を拡大するとともに、主として下請業者の立場で回答を求める方法の導入等により、不適正な取引を行っている元請業者の情報収集の強化を図った上で、問題のある元請業者等に立入調査に入るなど、なお一層元請・下請関係の適正化を図るための対応を強化することとしているところ。</p>		
<p>④法令遵守の徹底と元請下請契約の適正化について</p>	<p>□1. 国土交通省では、低価格受注問題への対応をより一層強化するための施策を検討するため、低価格受注問題検討委員会を設立し、委員に調査・検討をいただいた結果、今年3月に「下請業者へのしわ寄せの排除のためのさらなる対応」について、「法令違反行為の明確化・周知」、「法令違反行為に係る端緒情報の収集機能の強化」など6つの項目からなる報告をとりまとめたところ。</p> <p>これについて、国土交通省では実施可能なものから順次実施していくこととしている。</p> <p>2. 今年度は、工期面でのしわ寄せ等の法令違反行為を明確化するための「建設業法令遵守ガイドライン」の拡充・改訂を、今年度7月を目処に行うことや、「発注者向けのガイドライン」を今年度中に策定するなど法律上問題になる具体的な行為の明確化・周知を発注者に対して行う等、今後も下請業者等へのしわ寄せ排除のためのさらなる対応を進めていく予定。</p> <p>3. また、毎年度実施している「下請代金支払状況等実態調査(下請取引に関する書面調査)」については、下請への不適正取引を行った建設業者に関する端緒情報の収集を効率的に行う観点から、 ①調査対象業者数を、従前(7,200社)の約4倍、全国で建設業者約30,000業者程度に拡大。②調査範囲を拡大して、元請業者と一次下請業者の間の取引に限らず、1次・2次間など下下間の取引も対象。③下請不適正取引の発生に関して、発注者にも原因がある場合もあることから、元請業者から発注者の不適正行為について回答。等の見直しを実施する予定。</p> <p>4. 各県建設業許可部局に対しては、去る平成20年6月4日に行われた四国ブロック監理課長会議において、低価格受注問題検討委員会報告及びその具体的方策について本省から周知が行われたところ。</p> <p>平成18年度より、低入札(ダンピング)価格調査対象工事については、地方自治体と連携して相互乗り入れによる立入調査を行っているところであるが、今後とも監理課長会議等を通じるなどして、連携しながら法令遵守の徹底と元請下請契約の適正化を図っていく所存。</p>	<p>建設部</p>	
<p>■追加意見</p>	<p>回答</p>	<p>回答部局</p>	
<p>○単品スライド条項の適用については自治体へも対応願いたい。</p>	<p>□国土交通省には命令権はないが自治体へも周知されいる。こちらからも話をしていきたい。</p>	<p>企画部</p>	
<p>○単品スライド条項の適用について民間発注者へも働きかけて欲しい。</p>	<p>□民間間の契約については立ち入るのは難しい。</p>	<p>企画部</p>	
<p>○システム協の見積条件範囲リスト等が活用されていない。元請へ周知願いたい。</p>	<p>□システム協では元請も入って作ったものであり元下関係も建設業法で謳われており適正な関係が求められる。本省へ指摘があった旨伝える。</p>	<p>建設部</p>	